

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(78) 一略一	(1)～(78) 一略一
(79) 旅券法(昭和一般旅券 <u>2,000円</u> 26年法律第267 発給手数料号)第5条の規定料に(基づく一般旅券の発給に係る旅券の作成等	(79) 旅券法(昭和一般旅券 <u>2,000円</u> 26年法律第267 発給手数料 <u>(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,000円)</u> 号)第5条の規定料に(基づく一般旅券の発給に係る旅券の作成等
(80) 一略一	(80) 一略一
(81)及び(82) 削除	(81)から(83)まで 削除
(83) 旅券法第12 一般旅券 <u>500円</u> 条第1項の規定 <u>査証欄増に基づく一般旅 補手数料</u> 券の査証欄の増 補	
(84)～(478) 一略一	(84)～(478) 一略一
2 一略一 別表	2 一略一 別表
火薬類運搬証明書交付手数料、 <u>一般旅券発給手数料、一般旅券渡航先追加記載手数料、一般旅券査証欄増補手数料</u> 、銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。)、銃砲等又は刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料、クロスボウ講習手数料、猟銃操作等技能検定手数料、猟銃操作等技能講習手数料、国際競技参加外国人の銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料(消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。)、銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料(消	火薬類運搬証明書交付手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料(消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。)、銃砲等又は刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料、クロスボウ講習手数料、猟銃操作等技能検定手数料、猟銃操作等技能講習手数料、国際競技参加外国人の銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料(消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。)、銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料(消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除

防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。) 、 猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料、 射撃教習資格認定申請手数料、 射撃練習資格認定申請手数料、 年少射撃資格認定申請手数料、 年少射撃資格認定証書換え手数料、 年少射撃資格認定証再交付手数料、 年少射撃資格講習手数料、 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料、 古物営業許可申請手数料、 古物営業許可証再交付手数料、 古物営業許可証書換え手数料、 古物競りあっせん業業務実施方法認定申請手数料、 質屋営業許可申請手数料、 質屋営業所移転許可申請手数料、 質屋管理者新設等許可申請手数料、 質屋営業許可証書換え手数料、 質屋営業許可証再交付手数料、 核燃料物質等運搬証明書交付手数料、 核燃料物質等運搬証明書書換え手数料、 核燃料物質等運搬証明書再交付手数料、 確認事務委託対象法人登録申請手数料、 確認事務委託対象法人登録更新申請手数料、 駐車監視員資格者証交付申請手数料、 駐車監視員資格者講習手数料、 駐車監視員資格者認定申請手数料、 駐車監視員資格者証書換え交付手数料、 駐車監視員資格者証再交付手数料、 運転経歴証明書交付手数料、 運転者特定任意講習手数料、 認知機能検査員講習手数料、 警備業認定申請手数料、 警備業認定証再交付手数料、 警備業認定証有効期間更新申請手数料、 警備業認定証書換え手数料、 警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料、 警備員指導教育責任者講習手数料、 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料、 警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料、 現任警備員指導教育責任者講習手数料、 機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料、 機械警備業務管理者講習手数料、 機械警備業務管理者資格者証書換え手数料、 機械警備業務管理者資格者証再交付手数料、 自動車運転代行業認定申請手数料、 自動車運転代行業認定証再交付手数料、 自動車運転代行業認定証書換え手数料、 探偵業届出証明書交付手数料、 探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料

く。) 、 猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料、 射撃教習資格認定申請手数料、 射撃練習資格認定申請手数料、 年少射撃資格認定申請手数料、 年少射撃資格認定証書換え手数料、 年少射撃資格認定証再交付手数料、 年少射撃資格講習手数料、 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料、 古物営業許可申請手数料、 古物営業許可証再交付手数料、 古物営業許可証書換え手数料、 古物競りあっせん業業務実施方法認定申請手数料、 質屋営業許可申請手数料、 質屋営業所移転許可申請手数料、 質屋管理者新設等許可申請手数料、 質屋営業許可証書換え手数料、 質屋営業許可証再交付手数料、 核燃料物質等運搬証明書交付手数料、 核燃料物質等運搬証明書書換え手数料、 核燃料物質等運搬証明書再交付手数料、 確認事務委託対象法人登録申請手数料、 確認事務委託対象法人登録更新申請手数料、 駐車監視員資格者証交付申請手数料、 駐車監視員資格者講習手数料、 駐車監視員資格者認定申請手数料、 駐車監視員資格者証書換え交付手数料、 駐車監視員資格者証再交付手数料、 特定自動運行許可申請手数料、 特定自動運行計画変更許可申請手数料、 運転経歴証明書交付手数料、 運転者特定任意講習手数料、 認知機能検査員講習手数料、 警備業認定申請手数料、 警備業認定証再交付手数料、 警備業認定証有効期間更新申請手数料、 警備業認定証書換え手数料、 警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料、 警備員指導教育責任者講習手数料、 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料、 警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料、 現任警備員指導教育責任者講習手数料、 機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料、 機械警備業務管理者講習手数料、 機械警備業務管理者資格者証書換え手数料、 機械警備業務管理者資格者証再交付手数料、 自動車運転代行業認定申請手数料、 自動車運転代行業認定証再交付手数料、 自動車運転代行業認定証書換え手数料、 探偵業届出証明書交付手数料、 探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案											
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)											
第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14 一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、<u>第53条第4項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第</u></td> <td>第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、<u>第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項及び第4項各号、第56条の2第1項ただ</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～14 一略一	一略一	15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、 <u>第53条第4項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第</u>	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、 <u>第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項及び第4項各号、第56条の2第1項ただ</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14 一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、第11号から第17号までに掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、<u>第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項及び第4項各号、第56条の2第1項ただ</u></td> <td>第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、<u>第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項及び第4項各号、第56条の2第1項ただ</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～14 一略一	一略一	15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、第11号から第17号までに掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、 <u>第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項及び第4項各号、第56条の2第1項ただ</u>	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、 <u>第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項及び第4項各号、第56条の2第1項ただ</u>
事務	市町村												
1～14 一略一	一略一												
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、 <u>第53条第4項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第</u>	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、 <u>第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項及び第4項各号、第56条の2第1項ただ</u>												
事務	市町村												
1～14 一略一	一略一												
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、第11号から第17号までに掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、 <u>第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項及び第4項各号、第56条の2第1項ただ</u>	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11） 一略一（12） 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、 <u>第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項及び第4項各号、第56条の2第1項ただ</u>												

<p><u>1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項並びに第68条の7第5項並びに第85条第3項及び第5項から第7項まで並びに第87条の3第3項及び第5項から第7項までの規定による許可に係る知事に対する申請の受付</u></p> <p>(13) 法第3条第1項第4号、第44条第1項第3号、<u>第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5第1項及び第2項、第86条第1項及び第2項並びに第86条の6第2項の規定による建築物の認定に係る知事に対する申請の受付</u></p> <p>(14)～(19) 一略一</p>		<p><u>し書、第58条第2項、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項並びに第68条の7第5項並びに第85条第3項及び第5項から第7項まで並びに第87条の3第3項及び第5項から第7項までの規定による許可に係る知事に対する申請の受付</u></p> <p>(13) 法第3条第1項第4号、第44条第1項第3号、<u>第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5第1項及び第2項、第86条第1項及び第2項並びに第86条の6第2項の規定による建築物の認定に係る知事に対する申請の受付</u></p> <p>(14)～(19) 一略一</p>	
<p>16 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。）</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p><u>(5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付</u></p>	<p>鶴岡市、酒田市及び天童市</p>	<p>16 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。）</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p><u>(5) 法第3条第5項の規定による現有旅券の確認</u></p> <p><u>(6) 法第8条第1項（法第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付</u></p> <p>(7) 法第8条第2項の</p>	<p>鶴岡市、酒田市及び天童市</p>

<p>(6) <u>法第8条第2項</u>の規定による申請者の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付</p> <p>(7) <u>法第12条第1項</u>の規定による一般旅券の<u>査証欄の増補の申請の受理</u></p> <p>(8)及び(9)－略－</p> <p>(10) <u>法第17条第3項</u>の規定による<u>届出者</u>の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</p> <p>(11)及び(12)－略－</p>	
17～42	－略－
<p>43 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)－略－</p> <p>(2) <u>法第10条第2項</u>の規定による<u>公告及びインターネットの利用による公表並びに縦覧</u></p> <p>(3)～(20)－略－</p>	<p>山形市、上山市、村山市、南陽市、河北町及び庄内町</p>
44	－略－

<p><u>規定による現有旅券の返納の受理</u></p> <p>(8) <u>法第8条第3項前段</u>の規定による申請者の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付（削る）</p> <p>(9) <u>法第8条第3項後段</u>の規定による<u>現有旅券の返納の受理</u></p> <p>(10)及び(11)－略－</p> <p>(12) <u>法第17条第3項</u>の規定による<u>届出者等</u>の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</p> <p>(13)及び(14)－略－</p>	
17～42	－略－
<p>43 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)－略－</p> <p>(2) <u>法第10条第2項</u>の規定による<u>公表及び縦覧</u></p> <p>(3)～(20)－略－</p>	<p>山形市、上山市、村山市、南陽市、河北町及び庄内町</p>
44	－略－
<p>45 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律</u>（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>法第18条第1項</u>の</p>	<p>酒田市及び尾花沢市（第1号及び第3号に掲げる事務にあっては、酒田市に限る。）</p>

45～49	—略—

<u>規定による農用地利用集積等促進計画の認可</u> <u>(同条第5項第6号イに規定する土地(同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する行為に係るものを除く。))に係るものに限る。)</u> (2) <u>法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可</u> <u>(同条第5項第6号イに規定する土地に係るものを除く。)</u> (3) <u>法第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可の通知及び公告(第1号に規定する認可に係るものに限る。)</u> (4) <u>法第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可の通知及び公告(第2号に規定する認可に係るものに限る。)</u>	
46～50	—略—

2 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
1 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	米沢市

2 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
1 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	米沢市

(1) 法第12条の規定による博物館の登録及び登録した旨又は登録しない旨の通知

(2) 法第13条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出の受理

(3) 法第13条第2項の規定による博物館の登録事項の変更登録

(4) 法第14条第1項の規定による博物館の登録の取消し

(5) 法第14条第2項の規定による博物館の登録の取消しの通知

(6) 法第15条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理

(7) 法第15条第2項の規定による博物館の登録の抹消

(8) 法第27条第1項の規定による報告の徴収

(1) 法第11条の規定による博物館の登録

(2) 法第13条第3項(法第18条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

(3) 法第14条第2項の規定による登録の通知及び公表

(4) 法第15条第1項の規定による博物館の登録事項の変更の届出の受理

(5) 法第15条第2項の規定による博物館の登録事項の変更登録及び公表

(6) 法第16条の規定による定期報告の受理

(7) 法第17条の規定による報告又は資料の提出の要求

(8) 法第18条第1項の規定による勧告

(9) 法第18条第2項の規定による措置命令

(10) 法第19条第1項の規定による博物館の登録の取消し

(11) 法第19条第3項の規定による博物館の登録の取消しの通知及び公表

(12) 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理

(13) 法第20条第2項の規定による博物館の登録の抹消及び公表

(14) 法第29条第1項の規定による報告の徴収

<p>(9) <u>法第27条第2項</u> <u>(法第29条において準用する場合を含む。)</u> の規定による専門的又は技術的な指導又は助言</p> <p>(10) <u>法第29条</u>の規定による博物館に相当する施設の指定</p> <p><u>(11)～(13)</u> 一略一</p>	
2 一略一	一略一

<p>(15) <u>法第29条第2項</u>の規定による専門的又は技術的な指導又は助言</p> <p>(16) <u>法第31条第1項</u>の規定による博物館に相当する施設の指定</p> <p>(17) <u>法第31条第2項</u>の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し</p> <p>(18) <u>法第31条第3項</u>の規定による博物館に相当する施設の指定又は指定の取消しの公表</p> <p>(19) <u>法第31条第4項</u>の規定による専門的又は技術的な指導又は助言</p> <p><u>(20)～(22)</u> 一略一</p>	
2 一略一	一略一